

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社キタックと称する。
英文では、KITAC CORPORATIONと表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 土木建築工事及び環境対策に関するコンサルタント事業
- (2) 土木建築工事に関する測量、設計、計画、施工管理及び調査（地質調査を含む。）に関する事業
- (3) 土木建築工事の請負
- (4) 図書、印刷物（地図を含む。）の企画制作並びに出版及び販売
- (5) システムの開発、設計、製造並びに指導及び販売
- (6) エネルギーの有効利用及び低炭素対策等に関する事業
- (7) 喫茶店の経営
- (8) 不動産の賃貸及び売買
- (9) 科学技術、博物及び美術に関する人材育成事業及び美術館の経営
- (10) 福祉施設及び健康施設の経営に関する事業
- (11) 労働者派遣事業
- (12) 酒類の販売
- (13) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店所在地)

第 3 条 当社は、本店を新潟市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、16,000,000 株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則)

第 9 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては、取り扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎年 1 月に招集する。

- 2 前項のほか、必要があるときは取締役会の決議により、臨時株主総会を招集することができる。
- 3 開催地は、新潟市とする。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 10 月 20 日とする。

(招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、取締役社長があらかじめ指名したとき、又は取締役社長に事故があるときは取締役会長が株主総会の議長となる。
- 3 取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 14 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって決する。

(議決権の代理行使)

第 15 条 当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第 16 条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録に記載又は記録する。

(電子提供措置等)

第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、14名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とし、うち過半数は社外取締役とする。

(選任)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもってこれを行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急その他の必要のある場合は、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会の議事は、その経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行い、当会社に備え置く。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

第 30 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第 31 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急その他の必要のある場合は、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第 32 条 監査等委員会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会 計 監 査 人

(選任)

第 33 条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

(任期)

第 34 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 35 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当会社の事業年度は、毎年 10 月 21 日から翌年 10 月 20 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 37 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 38 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 10 月 20 日とする。

2 当会社の間配当の基準日は、毎年 4 月 20 日とする。

(配当金の除斥期間等)

第 39 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払いの配当金には、利息をつけない。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この定款は、昭和 48 年 2 月 1 日から施行する。

平成 8 年 2 月 1 日から改定する。

平成 10 年 1 月 19 日から改定する。

平成 11 年 1 月 14 日から改定する。

平成 14 年 1 月 15 日から改定する。

平成 15 年 6 月 25 日から改定する。

平成 16 年 1 月 16 日から改定する。

平成 17 年 1 月 17 日から改定する。

平成 18 年 1 月 16 日から改定する。

平成 21 年 1 月 15 日から改定する。

平成 22 年 1 月 6 日から改定する。

平成 23 年 1 月 13 日から改定する。

平成 24 年 1 月 12 日から改定する。

平成 25 年 1 月 17 日から改定する。

平成 27 年 1 月 15 日から改定する。

平成 29 年 1 月 17 日から改定する。

平成 30 年 1 月 18 日から改定する。

平成 31 年 1 月 17 日から改定する。

令和 5 年 1 月 17 日から改定する。

第 2 条 会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下、施行日という)から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 17 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。

2 本条は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。